

前回までのワーキンググループにおける 指摘事項に関して

指摘事項（11/22第1回WG及び12/20第1回事業の在り方検討班より一部抜粋）

- ① 現行の人口規模等に応じた予算配分について P. 2
- ② 生活困窮と生活保護の連携における、生活保護制度側の具体的なニーズについて P. 4
- ③ 就労支援や就労準備支援事業の利用者の状態変化について P. 6
- ④ 地域訓練協議会について P. 8
- ⑤ 家計改善支援事業を利用することが適切と考えられたが、利用につながっていないケースについて P. 10
- ⑥ 住まいの不安定やホームレスという課題を抱える相談者に対する各現場の対応について（省略）

※ 資料2を参照。

- ⑦ 人材養成研修や自治体コンサルのあり方について P. 12
- ⑧ 支援員へのスーパーバイズについて P. 14
- ⑨ 事業利用者からのフィードバックについて P. 16

（参考）

- ⑩ 生活困窮者自立支援法の理念や他施策との関係性について P. 25
- ⑪ 生活困窮者自立支援に関する内容の市町村計画への反映について P. 32
- ⑫ 地域課題の分野横断的な対応について P. 35

自立相談支援事業の国庫負担基準額

1

- ◆ 人口規模に応じた基本基準額・・・予算を公平かつ効果的に執行するため人口規模に応じた基本基準額を設定
- ◆ 都道府県広域加算・・・都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1か所あたり500万円を加算
- ◆ 保護率加算・・・保護率が一定割合を超えている自治体に対する加算

○保護率が2%以上の自治体・・・基本基準額の1.2倍 ○保護率が3%以上の自治体・・・基本基準額の1.5倍 ★

- ◆ 住居確保給付金加算・・・住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体に対する加算

○住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体・・・基本基準額の1.2倍

- ◆ 過疎地域加算・・・管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に対する加算

算定基準	算定方法	
	過疎市町村 (市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる 区域を有する町村
過疎市町村等の人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度）が50人/km ² 以下	<u>基本基準額の1.5倍</u> ★ ※ 都道府県の場合は1.3倍	基本基準額＋（当該区域の人口の属する人口区分の <u>基本基準額の0.5倍</u> ）

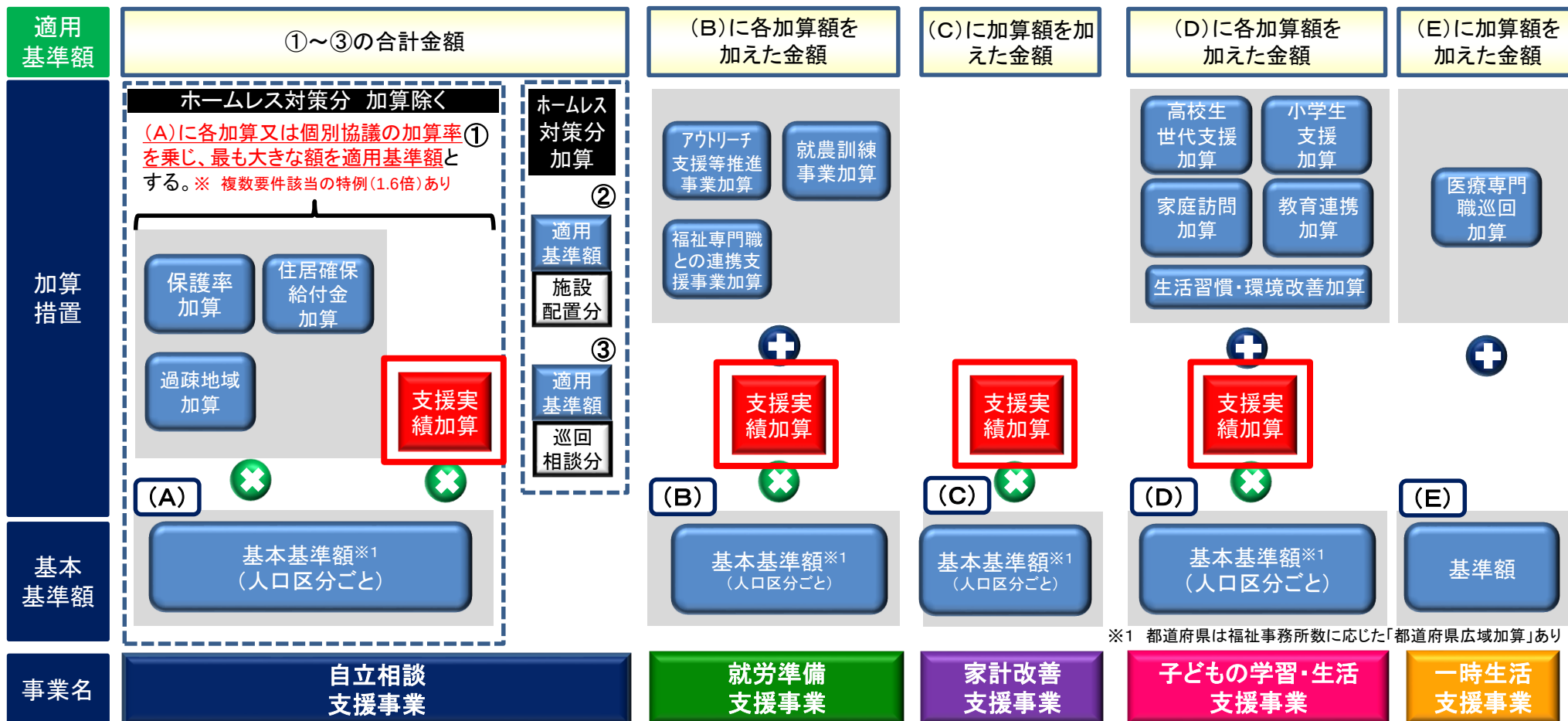
- ◆ 支援実績加算・・・所要額が適用基準額を上回り、かつ、以下のいずれの要件も満たす自治体に対する加算

◇ 新規相談件数要件【新規相談件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】
◇ プラン作成件数要件【プラン作成件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】
・・・基本基準額の1.5倍 ★

※ 都道府県広域加算後の基本基準額に、保護率加算、住居確保給付金加算、過疎地域加算、支援実績加算の要件を満たしたもののうち、最も高い加算率を乗じて得た額を『適用基準額』とする。ただし、★の加算の算定要件を複数満たす場合は、都道府県広域加算後の基本基準額に1.6倍を乗じて得た額を『適用基準額』とする（複数要件該当の特例）。

※ 上記の国庫負担基準額が所要額を超える場合は個別協議を実施。

生活困窮者自立支援制度における各事業の国庫負担・補助基準額・加算の体系図 ①



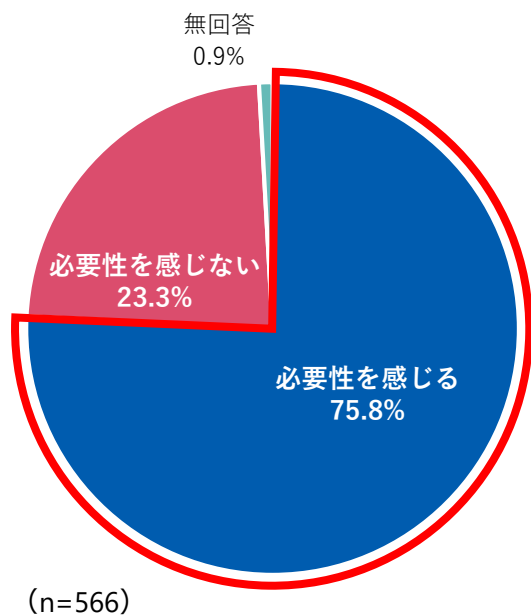
支援実績加算	要件	【新規相談受付件数】 目安値以上又は前年より1割以上増加	年間利用者数 (前年1～12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (前年1～12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (前年1～12月) (@人口10万人) が30人以上の場合等	—
支援実績減算	内容	(A) × 1.5倍	(B) × 1.5倍	(C) × 1.5倍	(D) × 1.5倍	—
要件	—	複数年度に渡って利用者がいない状況が続いている場合				—
内容	—	前年度の交付決定額に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする				—

生活保護受給者に対する困窮制度による支援の必要性 (生活保護部局へのアンケート)

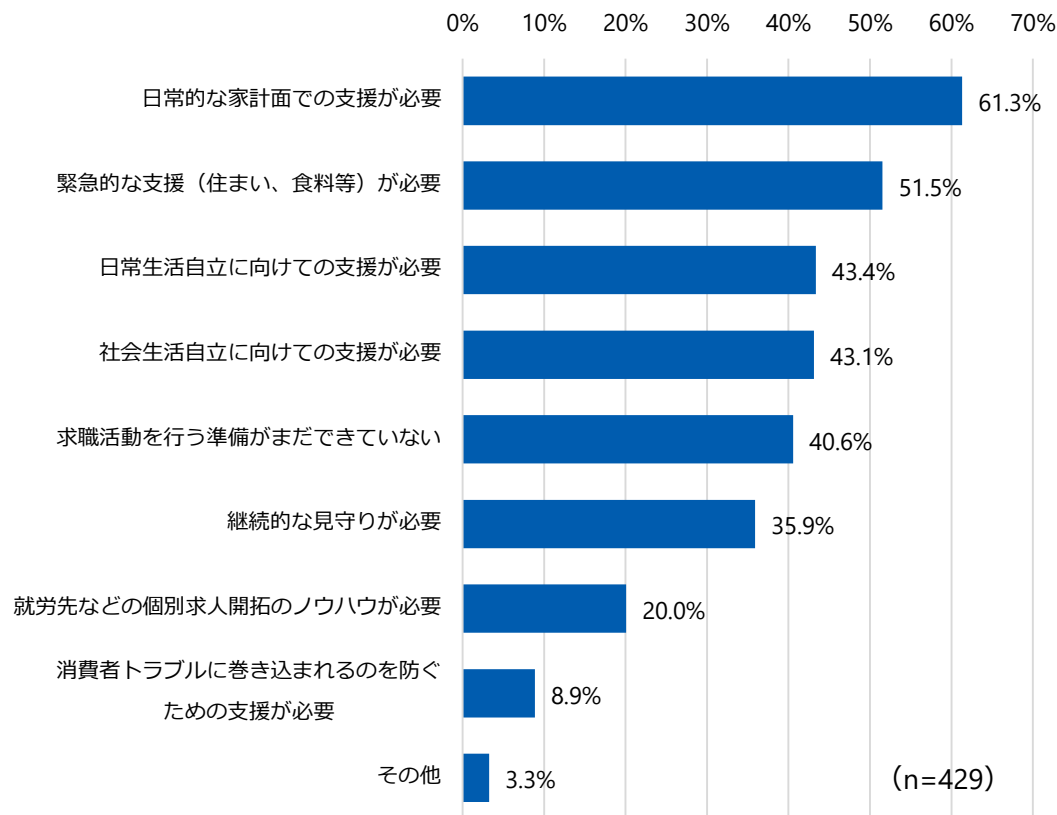
②

- 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性について、約76%の自治体が必要性を感じると回答した。
- 支援を必要とするケースとしては、4割以上の自治体が「日常的な家計面での支援が必要」「緊急的な支援が必要」「社会生活自立・日常生活自立に向けての支援が必要」「求職活動を行う準備がまだできていない」と回答した。

生活保護受給者に対する 困窮制度による支援の必要性



支援を必要とするケースの概要

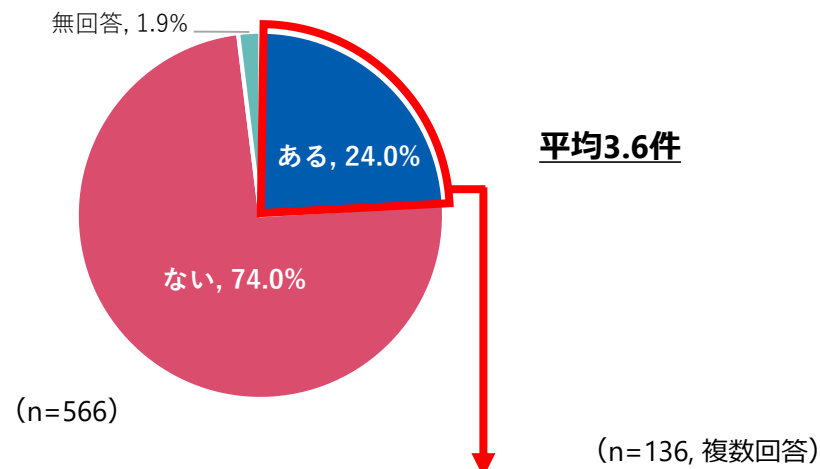


生活保護制度から生活困窮者自立支援制度への移行・連携強化に必要な取組 ②

(生活保護部局へのアンケート)

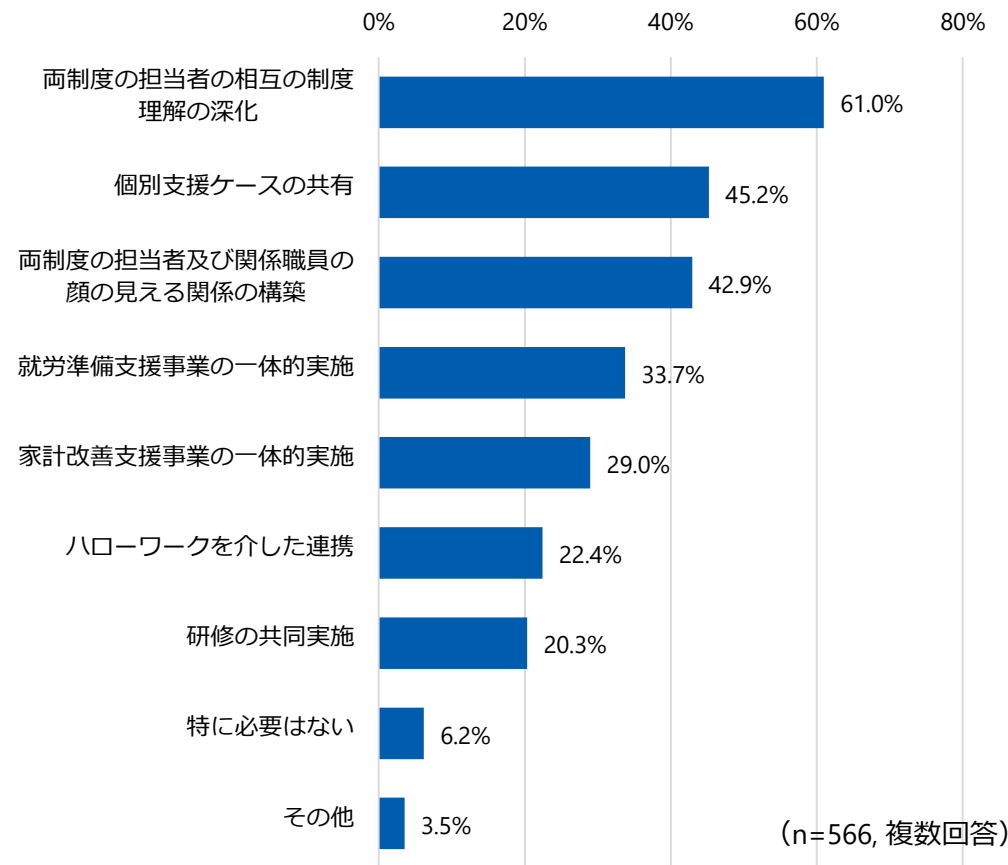
- 令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケースがある自治体は約24%あり、平均のケース数は3.6件だった。連携強化に必要な取組としては、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」、「個別支援ケースの共有」、「顔の見える関係の構築」の順に多かった。

令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケース



就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある	82件 (60.3%)
金銭管理に不安がある	73件 (53.7%)
社会的なつながりが不十分のため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談できる人がいない	60件 (44.1%)
一時的な増収により保護廃止となったが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない	42件 (30.9%)
その他	7件 (5.1%)

連携強化に必要な取組



ステップアップの状況について

○ アセスメント時の課題の改善状況をプラン評価時に再評価し、「自立意欲」「自己肯定感」「社会参加」の変容について、「ステップアップ率」を集計。

※ 令和元年度まで実施していた「新たな評価指標による調査」について、令和2年度以降システムへの入力に変更。

自
立
意
欲

項目（状態像）	合計	
1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	9,217	2.2%
2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。	25,159	6.1%
3 2に加え、就労や地域活動（ボランティア等）の社会参加に関心がある。	49,042	12.0%
4 就労や地域活動（ボランティア等）などを行おうとしている。または既に行っている。	212,282	51.8%
不明	114,150	27.9%
合計（有効回答）	409,850	100.0%

自
己
肯
定
感

項目（状態像）	合計	
1 自分のことを否定し、受け入れられない。	4,284	1.0%
2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	23,371	5.7%
3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げることができる。	52,859	12.9%
4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	214,463	52.4%
不明	114,540	28.0%
合計（有効回答）	409,517	100.0%

社
会
参
加

項目（状態像）	合計	
1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	4,707	1.1%
2 限られた家族・支援者との関わりがある。	42,207	10.3%
3 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	49,519	12.1%
4 仕事・地域活動（ボランティア等）・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	198,495	48.5%
不明	114,570	28.0%
合計（有効回答）	409,498	100.0%

自立相談の就労支援・就労準備支援事業の利用者の状態像の変化

- 一概に評価することは困難であるが、自立相談の就労支援及び就労準備支援事業の利用者の、初回面接時と評価時の状態像の変化は以下のとおり。

※ 4 が誰にとっても理想的で目指すべき状態ではないことに留意が必要。

自立相談の就労支援利用あり

自立意欲の段階		評価時					n
		1	2	3	4	不明	
初回 面談時	1	20.4%	27.5%	24.9%	27.1%	0.1%	873
	2	2.4%	39.6%	27.3%	30.6%	0.0%	2222
	3	1.1%	6.2%	46.1%	46.6%	0.0%	4510
	4	1.0%	2.2%	6.7%	90.2%	0.0%	11906

就労準備支援事業利用あり

自立意欲の段階		評価時					n
		1	2	3	4	不明	
初回 面談時	1	16.8%	28.3%	24.5%	30.4%	0.0%	184
	2	3.1%	39.3%	30.1%	27.6%	0.0%	359
	3	3.7%	10.1%	40.2%	45.9%	0.0%	405
	4	1.4%	3.5%	7.9%	87.2%	0.0%	695

自
立
意
欲

自己肯定感の段階		評価時					n
		1	2	3	4	不明	
初回 面談時	1	20.1%	32.5%	31.8%	15.5%	0.2%	582
	2	1.3%	39.2%	40.2%	19.3%	0.0%	2489
	3	0.3%	5.7%	59.5%	34.4%	0.0%	5459
	4	0.2%	2.0%	9.8%	88.0%	0.0%	10980

自己肯定感の段階		評価時					n
		1	2	3	4	不明	
初回 面談時	1	12.8%	54.7%	26.7%	5.8%	0.0%	86
	2	1.2%	45.9%	39.9%	13.1%	0.0%	521
	3	0.9%	11.7%	61.2%	26.2%	0.0%	454
	4	0.3%	2.4%	9.5%	87.8%	0.0%	581

自
己
肯
定
感

社会参加の段階		評価時					n
		1	2	3	4	不明	
初回 面談時	1	18.1%	34.5%	23.6%	23.6%	0.2%	609
	2	1.1%	40.6%	20.7%	37.6%	0.0%	5333
	3	0.3%	8.0%	46.6%	45.1%	0.0%	4650
	4	0.4%	4.3%	7.8%	87.6%	0.0%	8911

社会参加の段階		評価時					n
		1	2	3	4	不明	
初回 面談時	1	4.9%	52.4%	22.3%	20.4%	0.0%	103
	2	1.5%	43.3%	28.1%	27.1%	0.0%	776
	3	1.4%	8.2%	47.2%	43.3%	0.0%	282
	4	0.2%	4.3%	8.7%	86.7%	0.0%	483

社
会
参
加

地域訓練協議会の概要

国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場。

地域訓練協議会の構成

- ① 有識者（人事労務分野に係る大学教授等）、
 - ② 労使団体その他産業界関係者（商工会議所等）、
 - ③ 教育・教育訓練機関等（高齢・障害・求職者雇用支援機構支部等）、
 - ④ 地方公共団体（都道府県商工労働部長等）、
 - ⑤ 都道府県労働局
- で構成され、必要に応じて関係者の参加を求めることが出来る。

協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （１） 地域（都道府県）における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。（⇒一体的計画の策定）
- （２） 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- （３） 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。
- （４） その他必要な事項に関すること。

人材開発分科会報告

～関係者の協働による「学びの好循環」の実現に向けて～（抄）

令和3年12月21日労働政策審議会人材開発分科会

2. 見直しの方向性

(2) 労働市場全体における人材開発

- DXの加速化やカーボンニュートラルの対応など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、また、非正規雇用労働者のスキル向上やキャリア転換等も求められている中で、精度の高い教育訓練機会の提供が喫緊の課題となっている。欧米のような市場横断的に職務に必要な標準的なスキルが十分に示されているとは言えない我が国にあって、こうした課題に的確に対応していくためには、関係者が、できる限り地域の人材ニーズについて共通認識を形成しつつ、受講者の属性やニーズを踏まえた精度の高い教育訓練につなげていくための適切な訓練コース設定及び学習内容を担保するために協働できる「場」が必要である。

- 具体的には、「学びの好循環」のプロセス（（1）①～③）を踏まえ、地域の人材ニーズを良く知る事業主団体、労働者団体、教育訓練を提供する国や都道府県、民間教育訓練機関、大学などの教育機関、そして労働力需給調整を担う労働局、職業紹介事業者等が、連携・協力して、地域の成長分野や人材不足分野などで求められる能力・スキルのニーズを的確に把握するとともに、求職者の属性やニーズも踏まえた訓練コースの設定、訓練カリキュラムの改善・開発、教育訓練の提供を行えるような協議の場を設ける必要がある。

また、この協議の場においては、効果的な教育訓練につなげていくためにも、キャリアコンサルティングや、就職支援の在り方についても協議できるようにするほか、訓練受講者や就職企業等に対し、個別事例も検証しつつ訓練コースの改善につなげていけるような配慮（構成員に守秘義務を求め等）が重要である。

家計改善支援事業の効果（利用者の声）

- 家計改善支援事業の効果について、事業を利用した方から、改善したこと等について自治体に聞き取りを行った。

長野県 飯田市

- 家族で家計表を作成し、家族間で借金返済に向けた協力体制が取れた。目標とした収入に向け、休日のアルバイトを検討するなど前向きになれた。給料は満足できる金額ではないが、節約して生活を変えたいと思えるようになった。（40代）
- 借金状況が改善して貯金ができるようになり、貯金が増えていくことが生活の中での楽しみになった。（50代）
- 必要な収入の把握により「頑張り過ぎなくてもいいんだ」と思え、安心できた。また、コロナ禍でも家計支援事業で把握した収支で節約生活を続けられて良かった。（40代）

千葉県 千葉市

- 滞納家賃の分納や債務整理を提案してもらって、お金を貯めることが出来た。そのお金でエアコンと浴槽を設置することができた。（50代）
- 数社からの通販購入費用が滞納していたが、生活費の不足分を増収しキャッシュフロー表で完済時期がイメージでき、その通りに返済する意欲が出た。返済後もアルバイトは継続し生活に不安を抱えることがなくなった。（70代）
- 夫に家計の現状を理解してもらい、将来の生活設計を一緒に考えられるようになった。子どもにも欲しい物を買ってあげられるようになった。（30代）

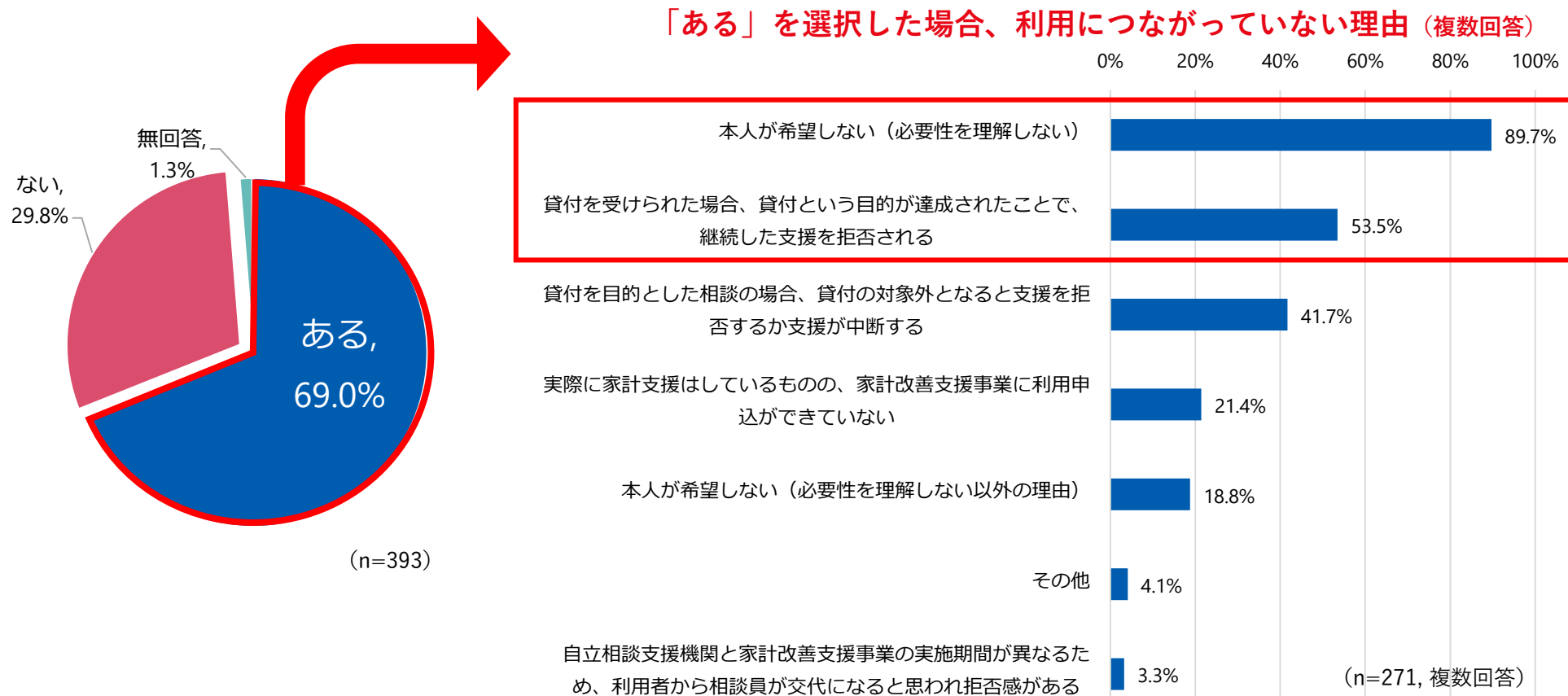
熊本県 阿蘇市

- 税務課からの紹介で家計改善支援を勧められ利用。これまで債務整理を躊躇していたが債務整理を行わないと成り立たないことに気づき、法律専門家に相談ができ返済額を圧縮できた。税務課への分納もある程度約束どおりできるようになり精神的に楽になった。（60代）
- 外国人なので日本語が苦手で、自宅に届く手紙の内容もわからず困っていた。家に届いた手紙と一緒に確認し、支払の優先順位がわかるようになった。夜間の仕事から昼間の仕事に転職し収入も増加、生活が安定した。子どもの学習の遅れもあったので、学習支援を勧められ子どもも楽しく学習している。（40代）

家計改善支援事業の利用につながらないケース

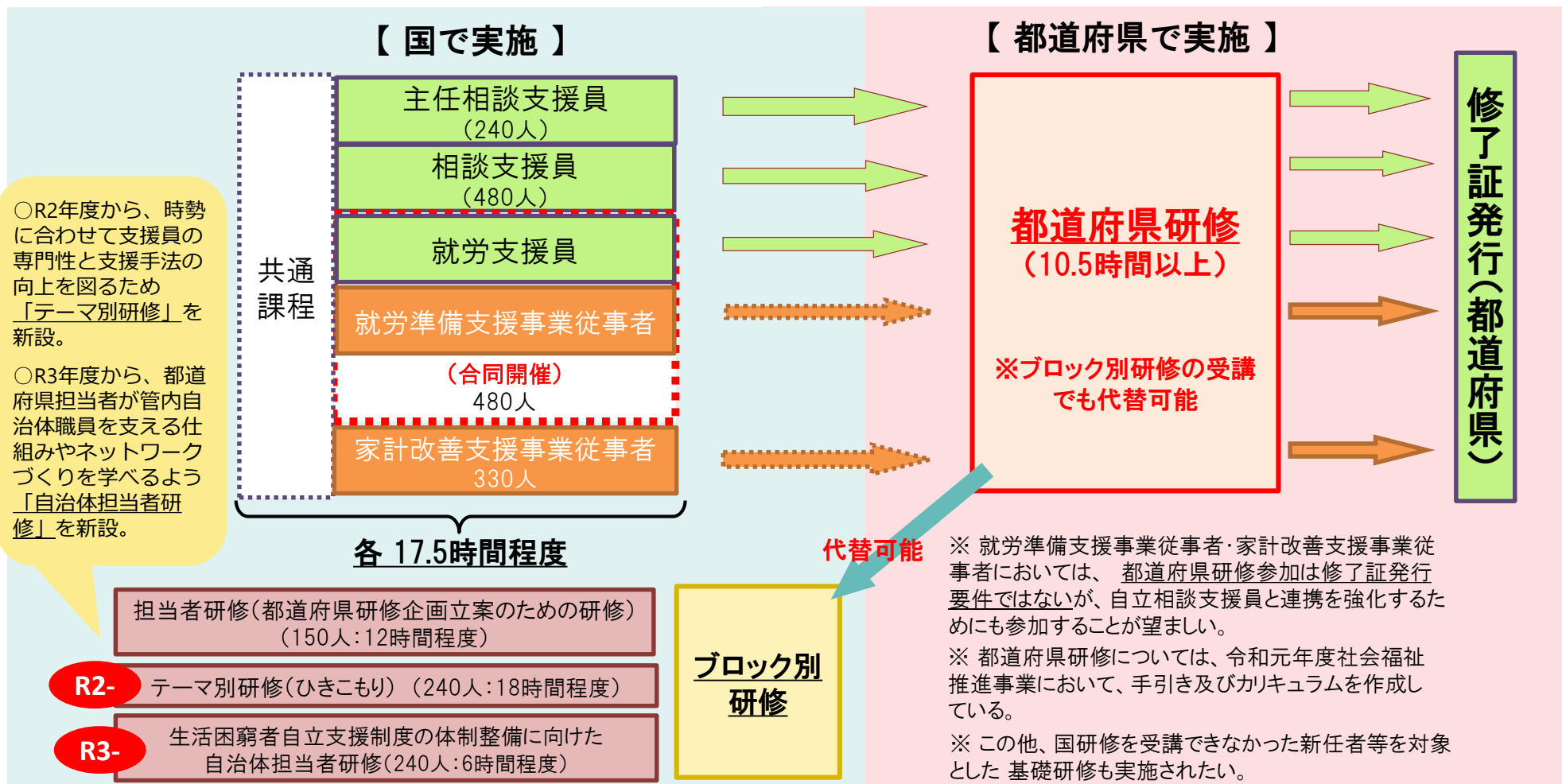
- 家計改善支援事業につがっていない理由として、「本人が希望しない（必要性を理解しない）」が約 9 割、「貸付を受けられた場合、貸付という目的が達成されたことで継続した支援を拒否される」が約 5 割であった。

自立相談支援機関によるアセスメントの結果、家計改善支援事業を利用することが適切と考えられたが、何等かの事情により利用につがっていないケースがあるか。



現行の研修体系

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
 - ※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



自治体コンサルティング事業の実績

実施テーマ

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業未実施自治体に対する事業実施に向けたノウハウ伝達のための支援を中心としつつ、毎年度自治体のニーズも踏まえて決定している。令和3年度においては、以下のテーマで募集を実施した。
- ① 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施のための支援、② 庁内連携及び委託先関連機関の連携等の課題解決のための支援

利用自治体数（令和元年度～3年度）

対象事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
自立相談支援事業	9 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
就労準備支援事業	18 (11)	23 (13)	21 (14)	62 (38)
家計改善支援事業	18 (14)	17 (12)	11 (7)	46 (33)
一時生活支援事業	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
子どもの学習・生活支援事業	4 (2)	0 (0)	3 (1)	7 (3)
連携（法定事業間、庁内外、困窮制度と他の支援等）	0 (0)	0 (0)	12 (0)	12 (0)
合計（延べ数）	54 (29)	40 (25)	47 (22)	141 (76)
合計（実数）	30	34	39	103

※ 1つの自治体が複数の事業についてコンサルティングを実施する場合もある。括弧内は事業未実施の自治体数。

参加自治体の声

- 就労準備支援事業の実施に向けて、事業イメージを持つことができた。自治体コンサルを通して学んだ好事例や支援ツール等の知識を活かして財政部局に費用対効果等を具体的に説明することができ、次年度より事業実施が決定した。
- 就労準備支援事業の多様なメニューづくりと地域の社会資源の活用について知ることが出来たので、重層的支援体制整備事業や他の事業との連携を推進していきたい。
- 事業立ち上げ後についても、自治体コンサル等による継続的な支援があるとよい。

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、主に以下の3つが定められている。
 - (1) 市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと(第4条第2項第1号)
 - (2) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業(第10条)
 - (3) 認定就労訓練事業所の認定(第16条)
- (2)については、平成30年の改正において、都道府県が行う事業として明確に位置付ける観点から努力義務化した。

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 (略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 (略)

3～5 (略)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 (略)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2. 市町村支援として期待されている主な役割

任意事業の実施に向けた働きかけ

広域での共同実施に向けた調整等

人材養成研修等の実施

社会資源の広域的な開拓

市域を越えたネットワークづくり
(支援員向けスーパーバイズを含む)

就労訓練アドバイザーの設置

都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門等)を生かしたバックアップ

都道府県による取組事例（支援員を支えるネットワークづくり）

静岡県・自立相談支援員を支えるネットワーク構築事業（静岡市清水医師会への委託）

○ 目的

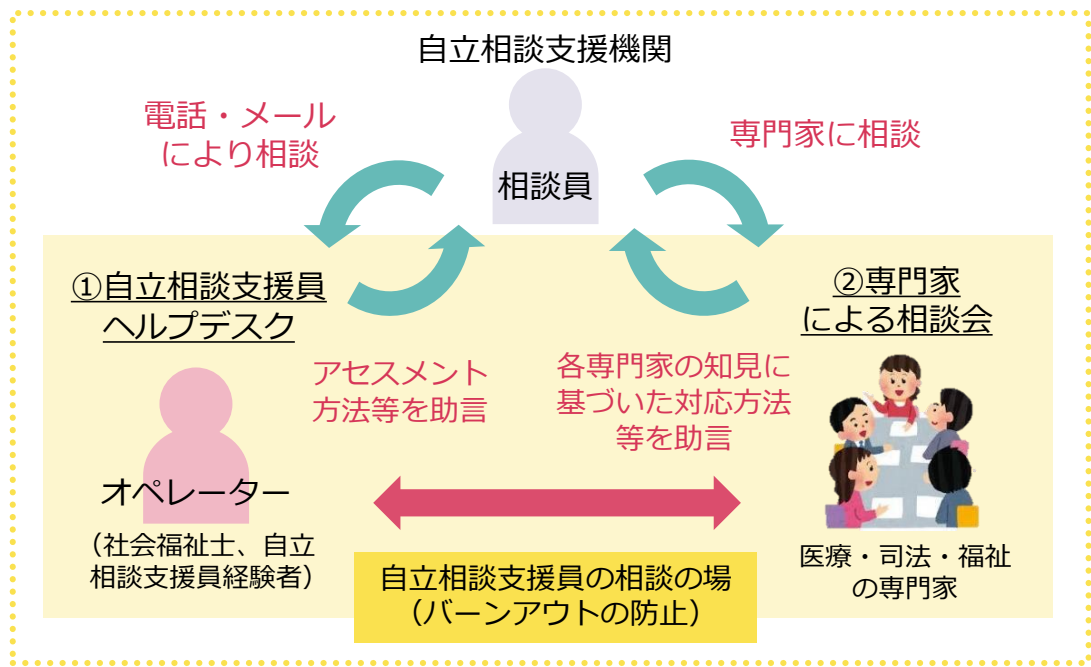
自立相談支援員等の「燃え尽き症候群（バーンアウト）」を防ぐため、支援員等を支える相談・助言体制を構築する。

○ 支援対象者

県内の自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等（任意事業の従事者も含む。）

○ 支援員の問題

- ① 相談内容・方法に悩んだ時に相談できる仕組みがない。
- ② 多機関連携（法律・医療・福祉等）ができず、十分な支援ができない。



その他の事例

- 管内区市の自立相談支援機関を対象に「支援者専用相談ライン」を設置し、支援員からの電話相談に対応。支援手法への助言や社会資源の情報提供等の従事者支援を行っている。【東京都】
- 管内の自治体における困難事例に対して、助言・支援・サポート（支援調整会議への出席、相談者との面談の同席、ケース相談、ケース以外の助言等）を実施している。【京都府】
- 自立相談支援機関が抱えている具体的な困難事例について、電話・訪問による相談対応を実施したり、各機関での支援の実施状況や課題等の共有・意見交換を行う生活困窮者自立支援推進会議を開催している（毎年1回程度、圏域ごとに開催）。【鳥取県】

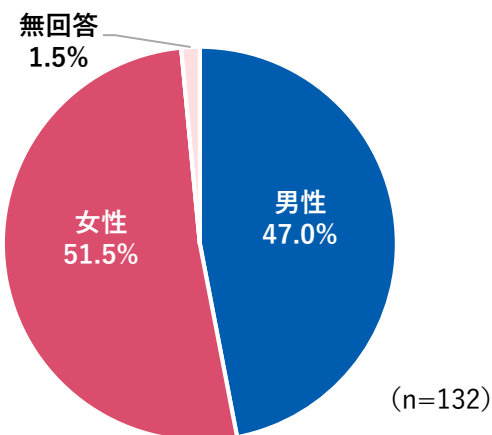
利用者アンケート

【データに関する留意事項】

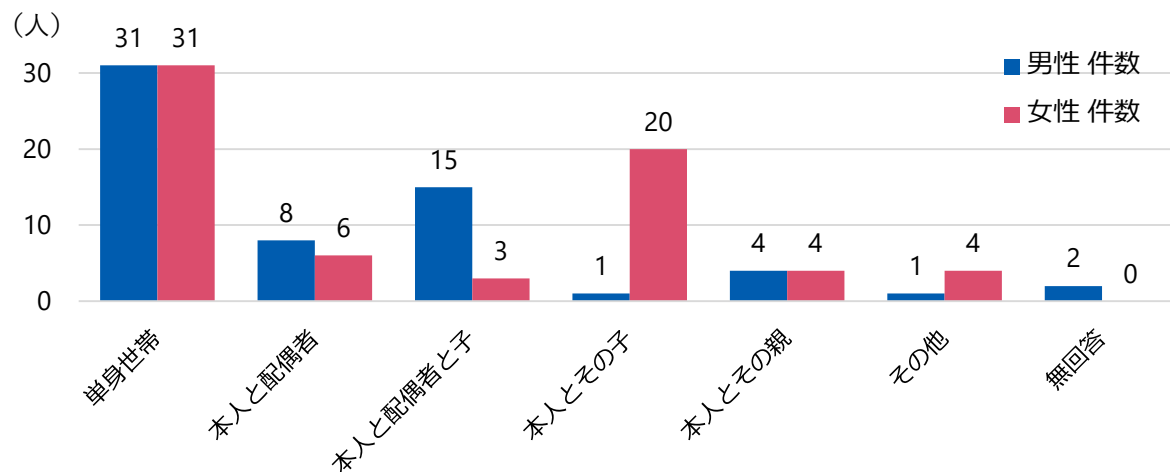
- 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」相談窓口（自立相談支援機関）利用者アンケート
 - ・ 調査対象：新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者287名
 - ※ 「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援の実態調査（アンケート）」にて利用者アンケートへの調査協力が可能と回答した自治体32ヵ所に対して改めて調査依頼をし、21自治体が調査を実施。
 - ※ 調査可能な自治体21ヵ所の自立相談支援機関から調査を依頼した利用者287名を調査対象とした。
 - ・ 調査期間：令和3年11月29日～令和3年12月24日
 - ・ 郵送によるアンケート調査への回答、またはQRコードを介してのインターネット上の質問票への回答
 - ・ 回収率：46.0%（132人）

- 性別はほぼ半々であり、年代は、20代が少ないものの、30代以上は幅広く分布している。世帯類型でみると、男女ともに単身世帯が最も多いが、男性は「本人と配偶者と子」、女性は「本人とその子」が次いで多い。
- 現在の就労状況としては「働いている」、「時々働いている」人が多く、その場合の雇用形態は「パート・アルバイト」が4割と最も多い。

① 性別



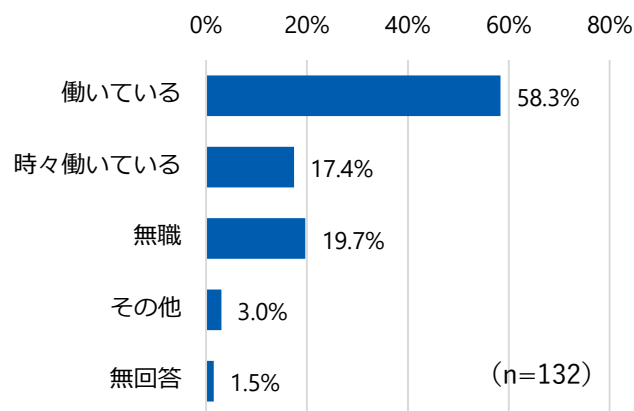
③ 世帯類型



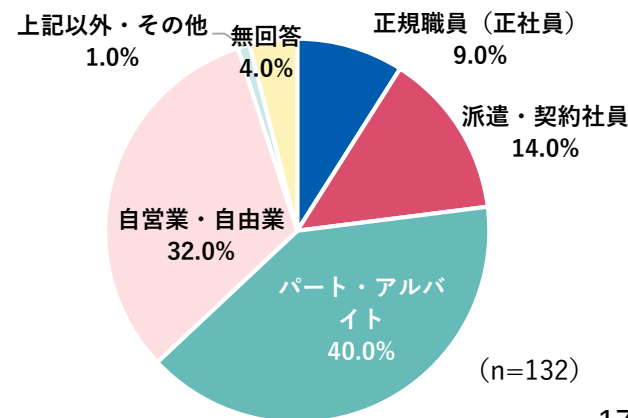
② 年代



④ 現在の就労状況

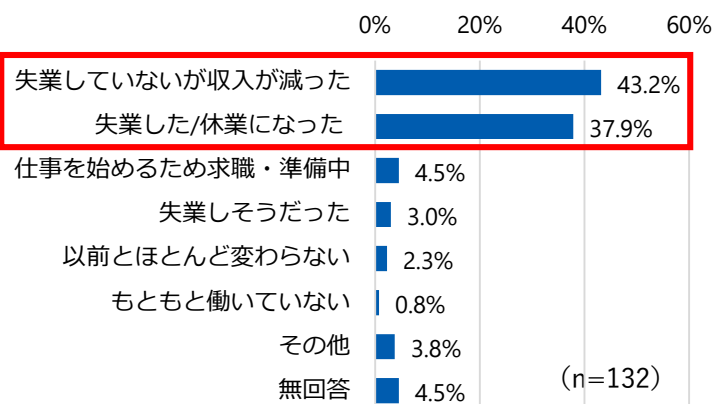


⑤ 雇用形態

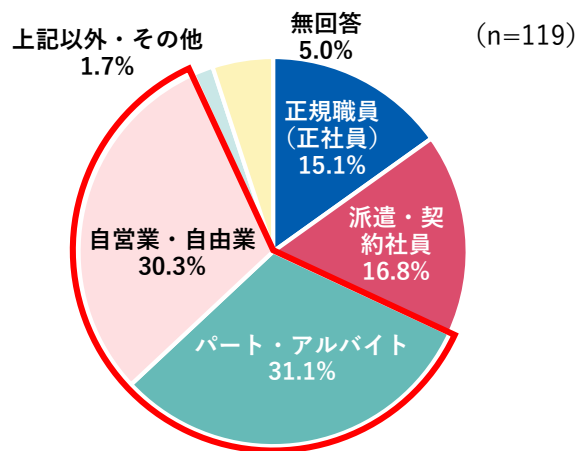


- 相談時の仕事の状況としては、「失業していないが収入が減った」、「失業した／休業になった」が多く、雇用形態としては、「パート・アルバイト」、「自営業・自由業」が多かった。
- 雇用形態別に仕事の状況を見ると、正規職員や派遣・契約社員で「失業した／休業になった」割合が高い一方、パート・アルバイトや自営業・自由業においては、「失業していないが収入が減った」割合が高かった。

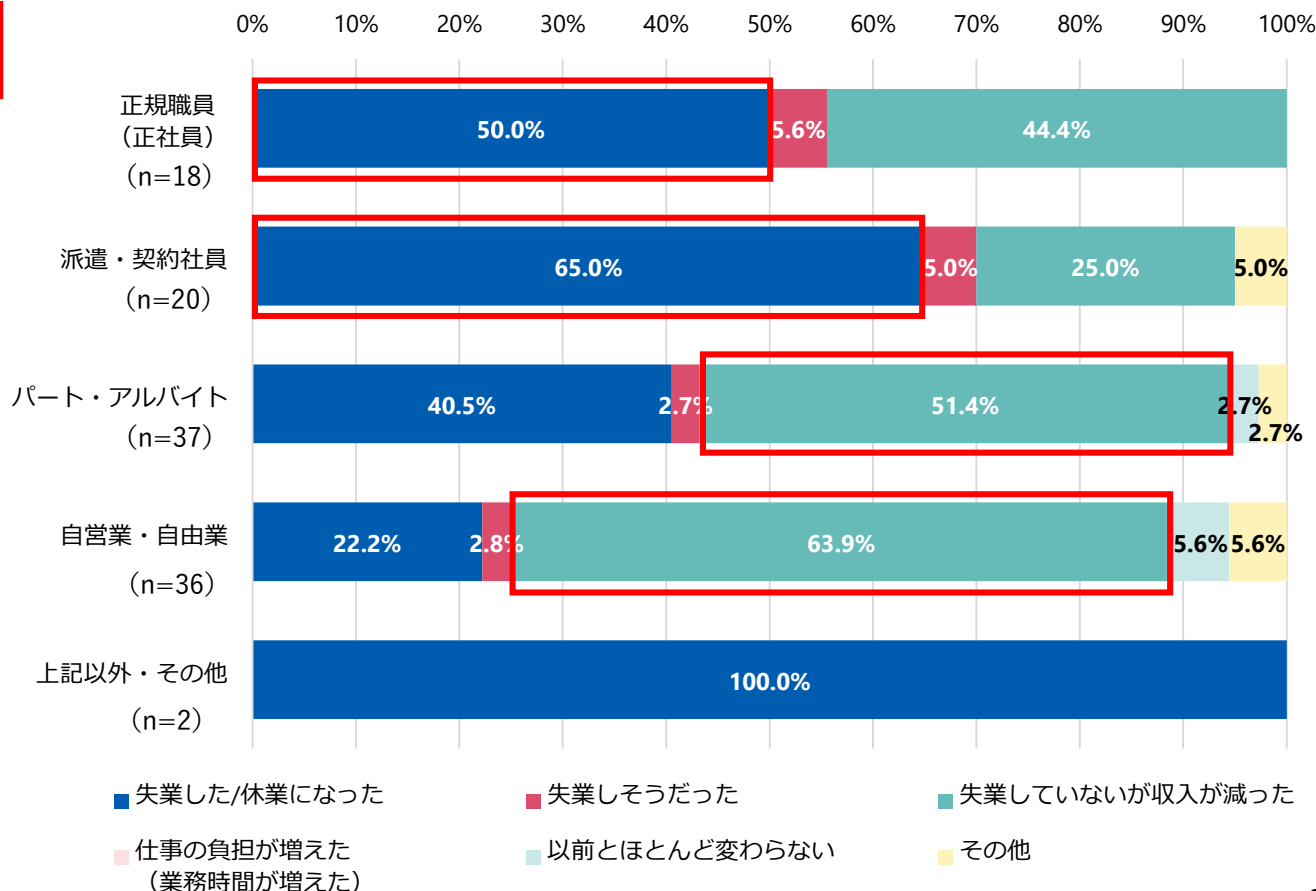
仕事の状況（相談時）



雇用形態（相談時）

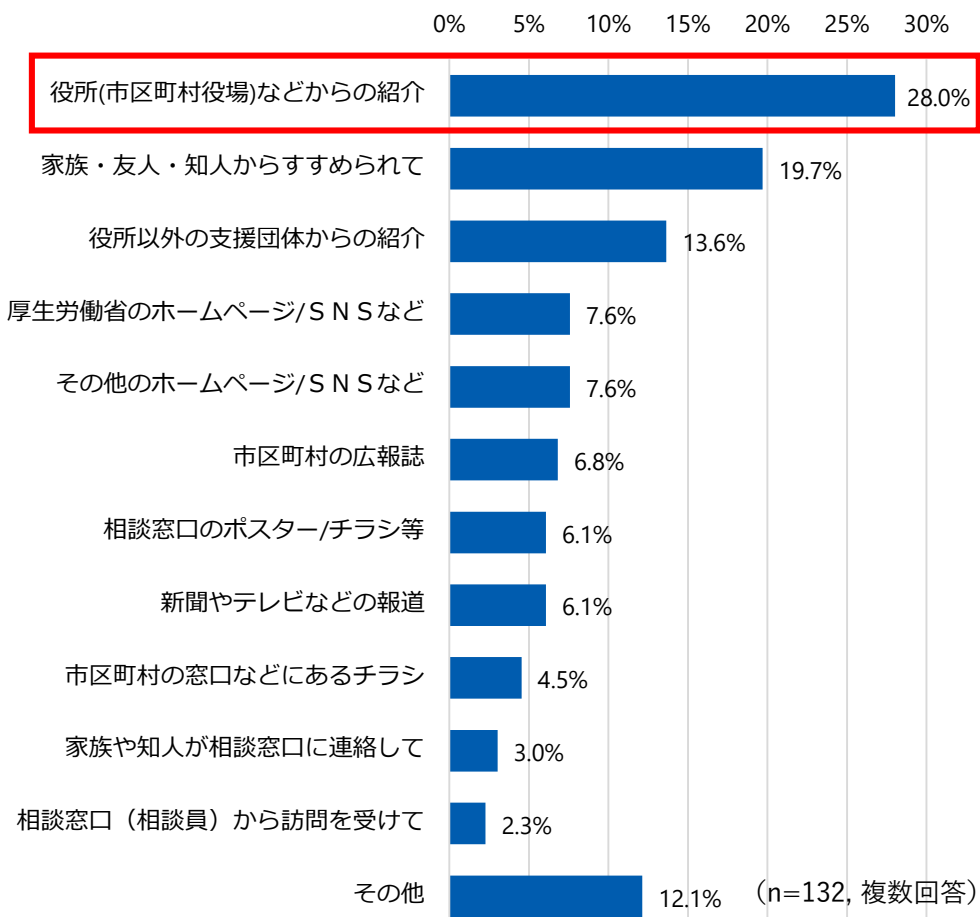


雇用形態別・相談時の仕事の状況

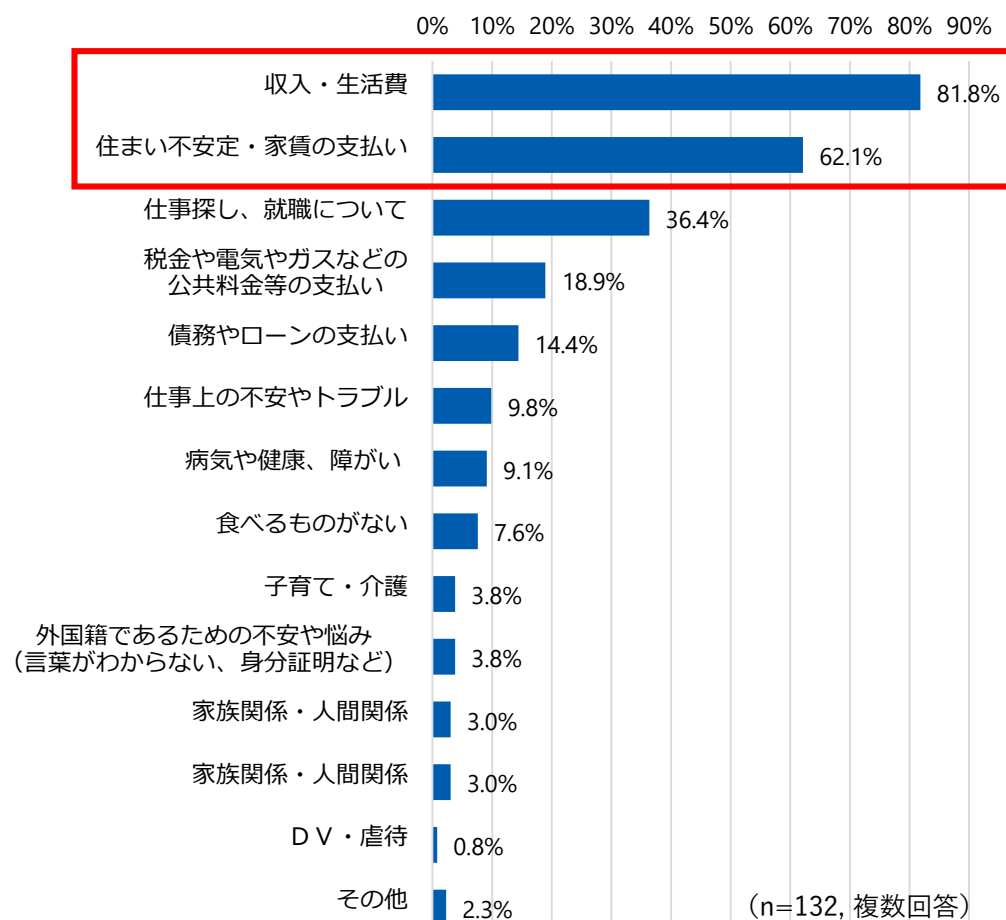


- 相談窓口を知った経緯としては、「役所などからの紹介」が最も多いが、HPやSNS、市町村の広報誌など、多様な媒体により相談窓口につながったことがわかる。
- 困りごととしては、「収入・生活費」、「住まい不安定・家賃の支払い」が多い。

どのように相談窓口を知ったか

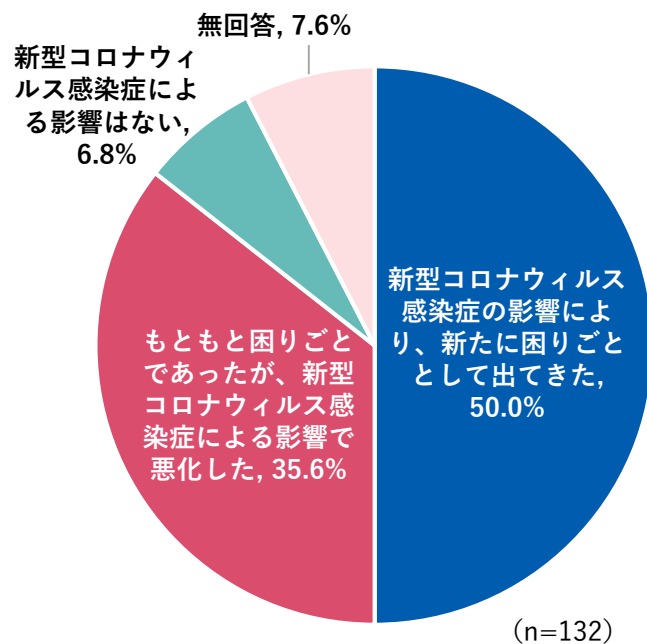


相談窓口で相談した当時の困りごと

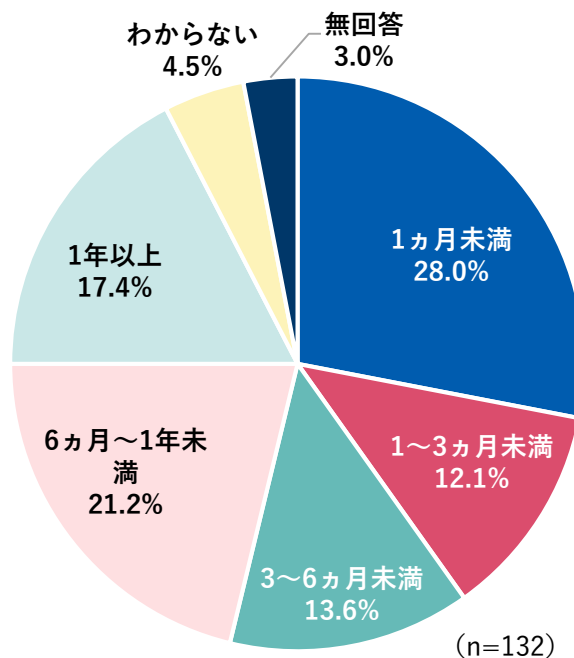


- 困りごとに対する新型コロナの影響については、「新型コロナの影響により、新たに困りごととしてでてきた」と回答したと相談者が半数であったが、もともとの困りごとが新型コロナの影響で悪化した相談者も3割超であった。
- 相談員と連絡を取り合った期間は様々であり、相談窓口で受けたサポートとしては、面談や各種申請のサポートが多かった。

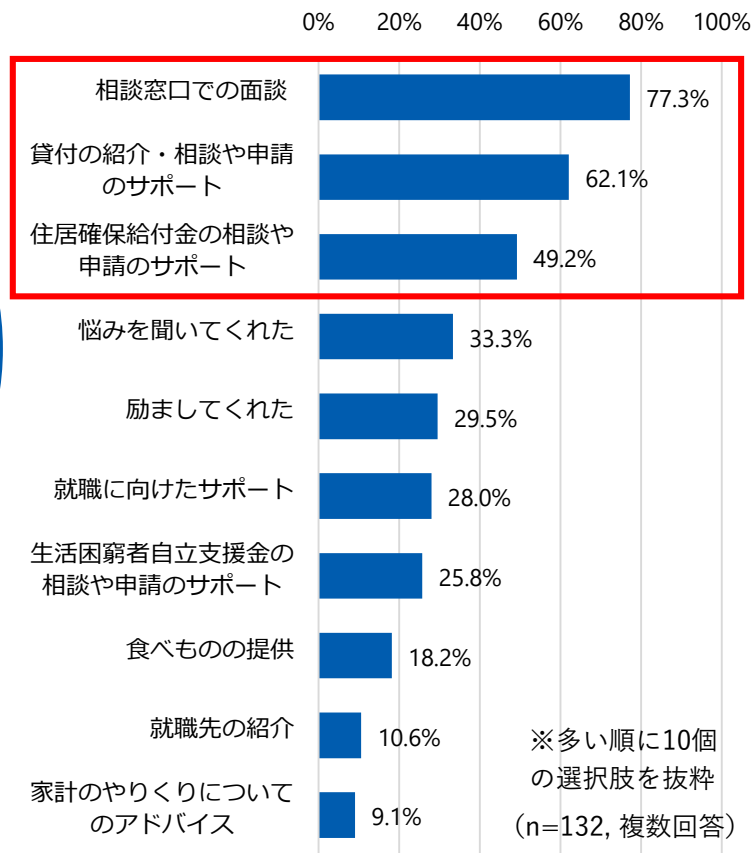
新型コロナの影響



最初に相談してから相談員と連絡を取り合った期間



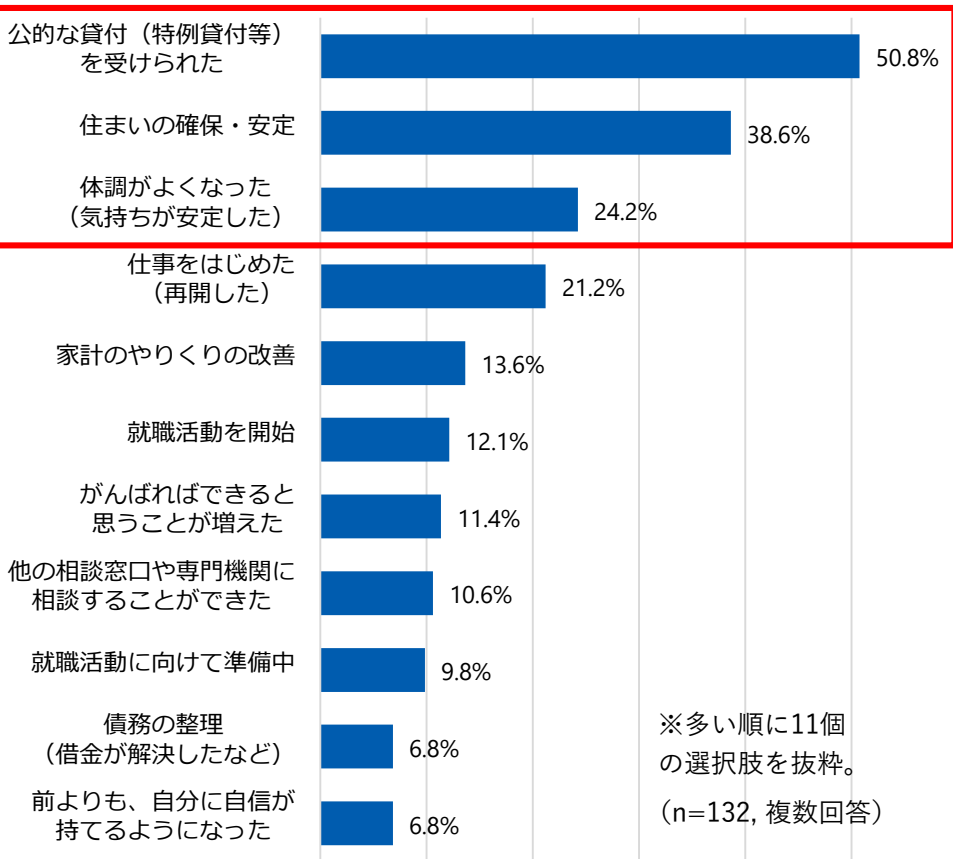
相談窓口で受けたサポート



- 相談後の状況の変化としては、「公的な貸付（特例貸付等）を受けられた」が約5割、「住まいの確保・安定」が約4割であったほか、「体調がよくなった」等の精神面での変化も見られた。
- 全体の満足度と（⑤）は、約8割が「満足」「まあ満足」と回答したが、生活上の不安が解決したか（④）という問については、他の問に比べ、「満足」「まあ満足」の割合が少なくなっている。

相談後の状況の変化

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



相談窓口の満足度

0% 20% 40% 60% 80% 100%

①相談窓口まではスムーズにつながりましたか？（わかりやすさ、受付の方法、役所や支援団体からの紹介の仕方など）



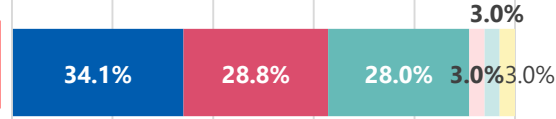
②初めて相談するとき、相談窓口や対応してくれた人は、相談しやすい雰囲気でしたか？



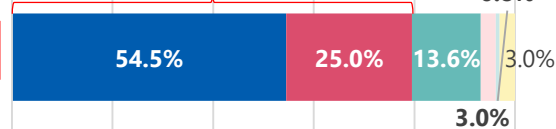
③あなたの希望や気持ち、困りごと、状況などをよく理解した上で丁寧に対応してくれましたか？



④相談を通じて、あなたの生活上の不安は解決しましたか？



⑤全体として、満足できるものでしたか？

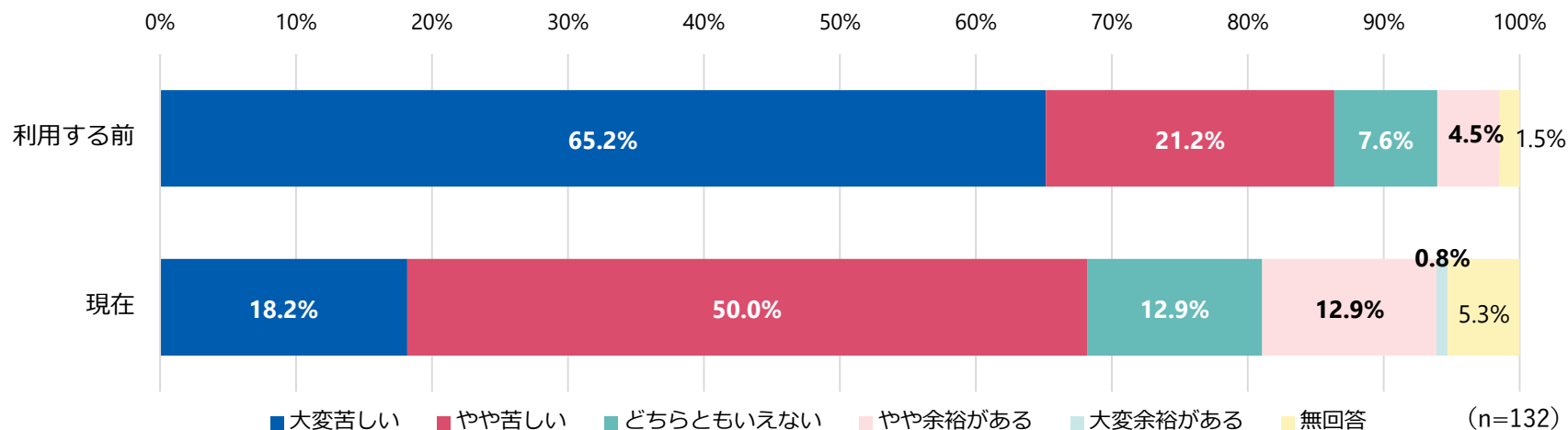


■ 満足 ■ まあ満足 ■ どちらとも言えない ■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

(n=132)

- 相談窓口を利用した前後での生活状況としては、相談窓口利用前は「大変苦しい」が約65%と最も多かったが、現在は「やや苦しい」が大幅に増加しており、引き続き生活状況は苦しいものの、一部では改善も見られる。
- また、抱える課題について、「もともと困りごとだが、新型コロナによる影響で悪化」した場合に、「大変苦しい」と回答した割合が高い傾向にある。

相談窓口を利用した前後での生活状況

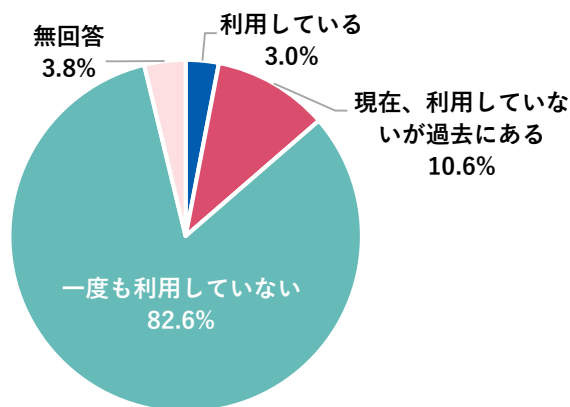


		窓口を利用する前の生活状況						現在の生活状況						合計
		大変苦しい	やや苦しい	どちらともいえない	やや余裕がある	大変余裕がある	無回答	大変苦しい	やや苦しい	どちらともいえない	やや余裕がある	大変余裕がある	無回答	
コロナの影響	新型コロナの影響により、新たに困りごととして出てきた (n=66)	54.5%	31.8%	7.6%	6.1%	0.0%	0.0%	18.2%	40.9%	15.2%	19.7%	1.5%	4.5%	100.0%
	もともと困りごとだが、新型コロナによる影響で悪化 (n=47)	83.0%	8.5%	4.3%	2.1%	0.0%	2.1%	21.3%	59.6%	6.4%	6.4%	0.0%	6.4%	100.0%
	新型コロナウイルス感染症による影響はない (n=9)	66.7%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	77.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

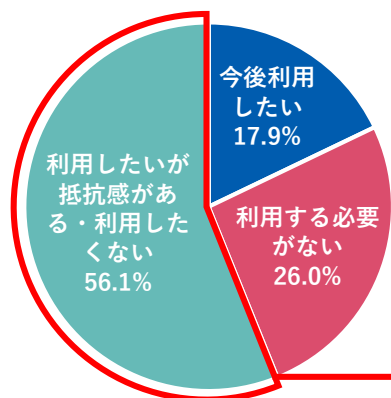
生活保護の利用について

- 現在の生活保護の利用状況は、過去に利用していた者が約1割、一度も利用していない者が約8割であった。
- 生活保護の利用については、「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」が半数を超えており、その理由としては、「車や持ち家、生命保険等の保有が認められるか分からないから」、「公的支援に頼らず、自分の力でがんばりたいから」、「自分は利用できないと思っているから」の順に多い。

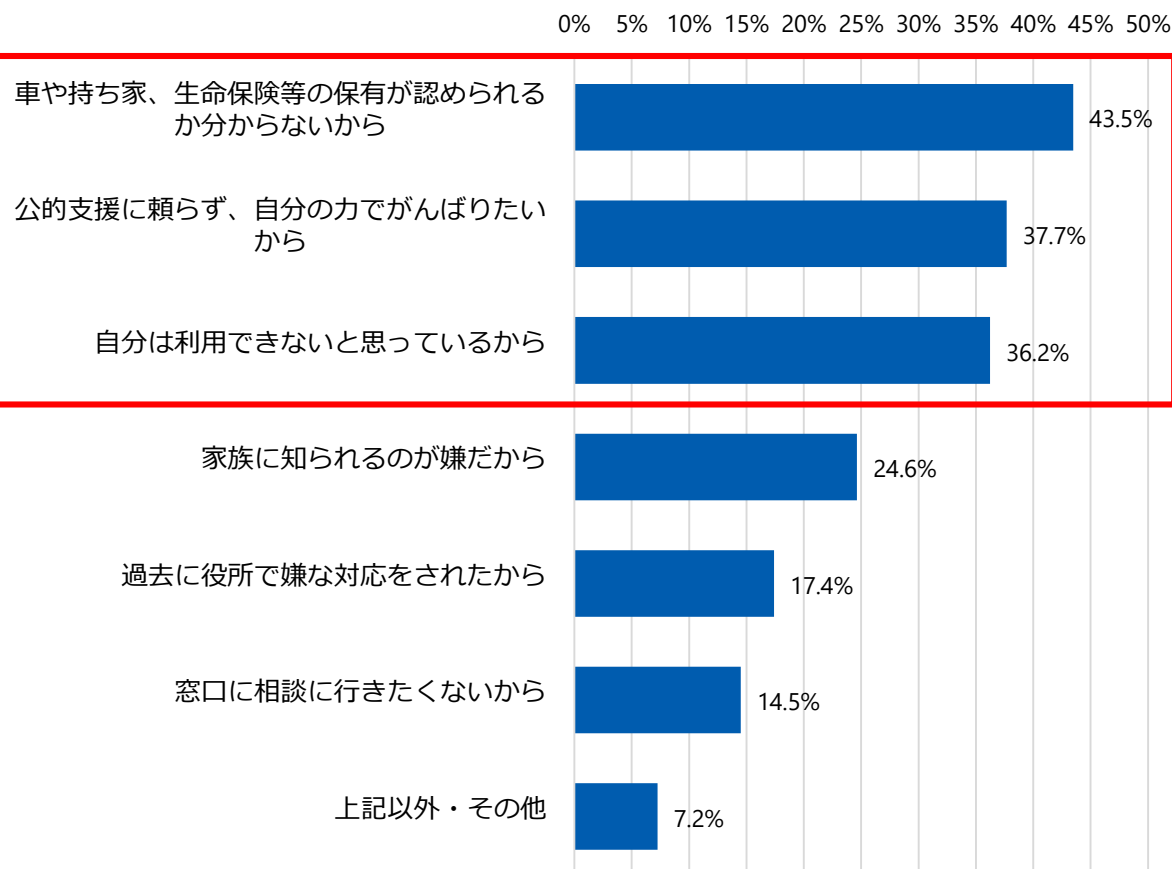
現在の生活保護の利用状況



生活保護の利用について



「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由



参考資料

生活困窮者自立支援制度の理念

10

H30改正法にて案文化

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の理念と課題

理念・支援のかたち

理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。
- 相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。
- 地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携を図ること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークの強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

継続的な支援

- 本人の状況に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と民、民と民が協働し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

課題

- 支援員やアウトリーチ人員の充実
- 自治体における潜在的な支援ニーズの調査・把握
- 相談員の能力向上
- 活用可能な社会資源の把握・開拓
- 地域づくりのノウハウ
- 他分野や他の支援機関との連携強化
- 任意事業の実施率向上
- プランにおける目標設定や支援終結の考え方
- 支援会議の設置促進

上記課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の増加と相談者像の変化に伴い、住居確保給付金や特例貸付等の事務が増加し、個人の自立に向けた支援が行えないなど、理念に基づいた支援がより困難な状況になっている。

「生活困窮者」とは？

H30改正法にて衆文化
⑩

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。
2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。
※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、
 - ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
 - ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。
3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。
相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。
また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間

1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

各制度の趣旨

生活困窮者自立支援制度の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者（世帯）に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりの実践を積み重ねてきた。

地域共生社会・重層的支援体制整備事業の趣旨

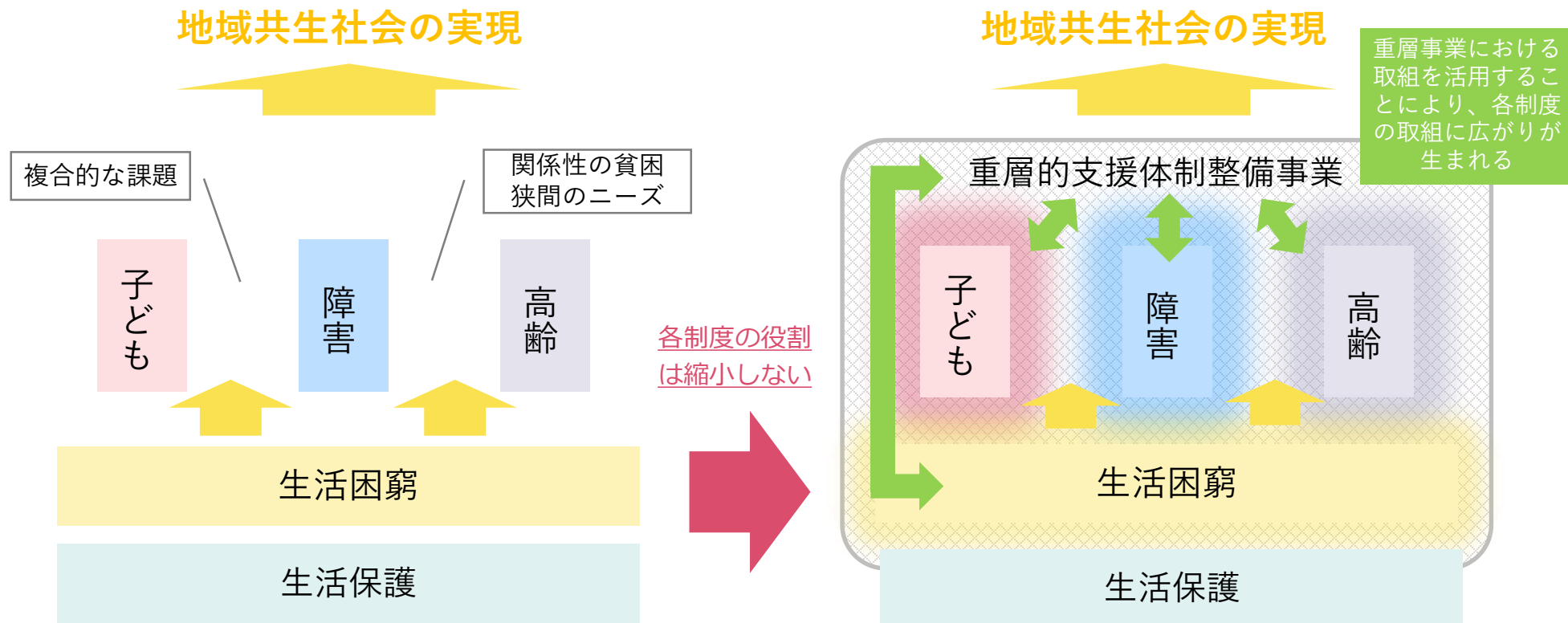
- 地域共生社会は、こうした包括的支援と地域支援を総合的に推進するという生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、この理念を実現するための1つの仕組みである。

（参考）これまでの経緯

平成20年 9 月	リーマンショックの発生	平成27年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
平成24年 4 月	社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」開催（平成25年 1 月とりまとめ）	平成28年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成24年 8 月	社会保障制度改革推進法案 成立	10 月	地域力強化検討会の設置（平成29年 9 月とりまとめ）
平成25年12月	生活困窮者自立支援法案 成立	平成29年 5 月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）成立
平成27年 4 月	生活困窮者自立支援法の施行	平成30年 4 月	改正社会福祉法の施行
平成29年 5 月	社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」開催（同年12月とりまとめ）	令和元年 5 月	地域共生社会推進検討会（同年12月とりまとめ）
平成30年 6 月	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 成立	令和 2 年 6 月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）成立
平成30年10月 平成31年 4 月	改正生活困窮者自立支援法の施行	令和 3 年 4 月	改正社会福祉法施行（重層的支援体制整備事業部分）

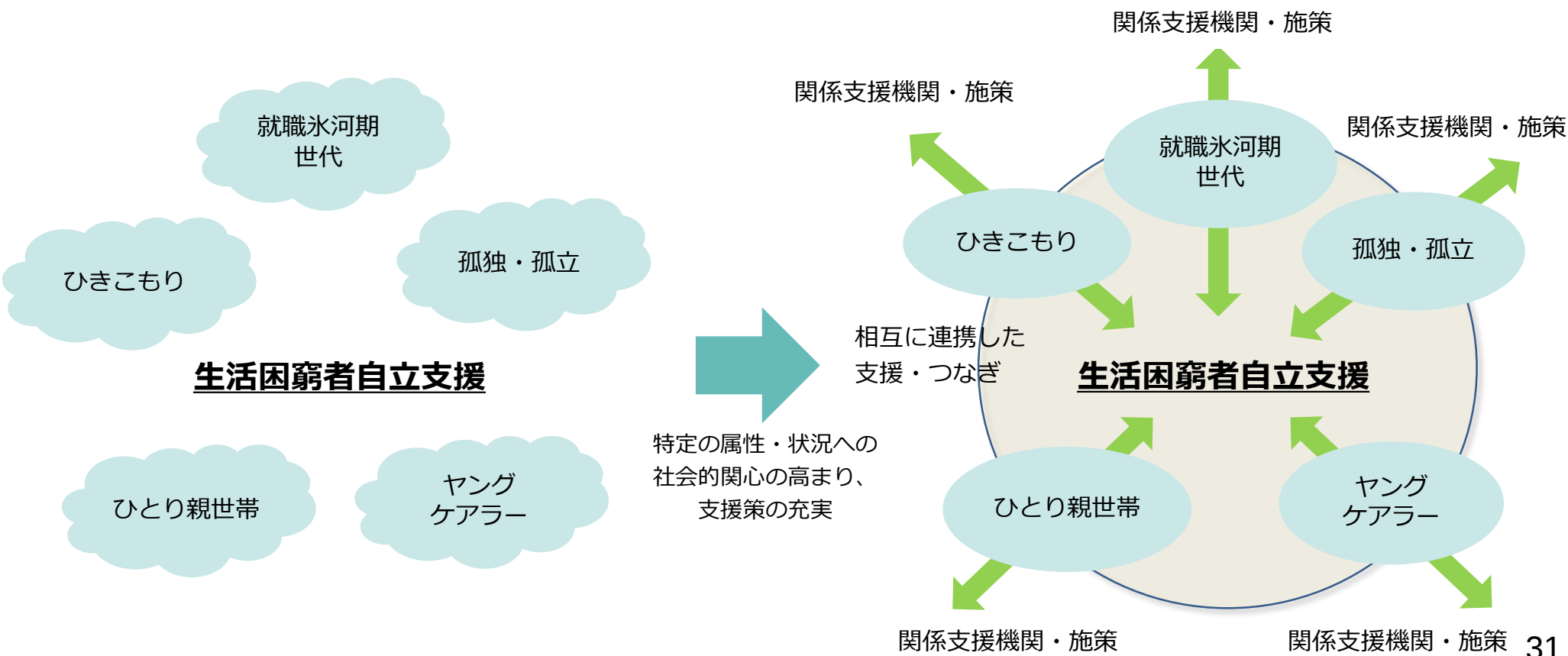
生活困窮者自立支援制度との関係性

- 地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであることから、生活困窮者自立支援制度は、重層事業の中核となる重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。



生活困窮者自立支援制度と関連施策との関係性

- 平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されて以降も、「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に着目した支援策が取りまとめられてきた。
- 生活困窮者自立支援制度は、特定の属性・状況にとどまらず、それらが複合的に絡み合っている場合も含めた「生活困窮」を対象としているものである。生活困窮者自立支援にあたっては、自立相談支援機関等がこうした特定の属性・状況に着目した重点的な支援策の状況をリアルタイムで把握するとともに、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知することで、相互に支援や適切なつなぎに活用できる仕組み（研修や国からの連携した周知等）が重要ではないか。



社会福祉法に基づく地域福祉計画における生活困窮者自立支援制度の位置づけ ⑪

- 生活困窮者自立支援制度においては、社会福祉法に定める地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むよう自治体に対して通知を行っている。

- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について
(平成26年3月27日社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援(いわゆる「第2のセーフティネット」)を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな**生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的**であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(以下「生活困窮者自立支援方策」という。)を定めたので通知する。

(別添)生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。

2. 生活困窮者の把握等に関する事項

本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。

(生活困窮者に関する情報と把握方法の例)

- 各自治体において生活困窮者を把握し、支援を適切に実施する前提として、例えば、以下のような情報の把握が必要と考えられる。

社会福祉法に基づく地域福祉計画における生活困窮者自立支援制度の ⑪ 位置づけ（つづき）

- 加えて、事業実施後には、本制度における各種支援の実施状況及びその成果の把握が必要である。
- これらの生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、本制度の自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密な連携体制を構築することが重要であり、また、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討する必要がある。対象者の早期把握のため、租税・保険料や公共料金の担当と連携し、生活困窮者が自立相談支援機関につながる紹介ルールの設定等についても検討する。
- その他、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等、多岐にわたる関係機関との連携により情報を把握する。一方で、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォーマルな見守り活動等と連携して把握する。
- また、上記のような生活困窮者の実態を把握した上で、将来にわたって、本制度の実施効果を見込むことで、より効果的な計画を策定することが望ましい。

3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。

(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく支援
- ② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

福祉事務所、ハローワークとの連携による支援(例えば、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等)、地域若者サポートステーション、生活福祉資金貸付制度等、生活困窮者に包括的な支援を提供するための福祉や雇用に関するサービス等を具体的に明記する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による訪問やサロン活動等、あるいは、自治会や町内会など近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助け合いの活用等について明記する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になる。既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特長を生かした地域づくりについて具体的に明記する。

- 自治体の中には、地域福祉計画の中に、生活困窮者自立支援法に基づく支援だけでなく、NPO法人や社会福祉法人等の地域の活動団体との連携を具体的に盛り込んだり、生活困窮者自立支援に特化した独自のアクションプランを策定し、全庁横断的に生活困窮者自立支援に取り組んでいる事例が見られている。

自治体の事例

東京都八王子市 関係機関・他制度との連携

- 東京都八王子市では、市町村地域福祉計画の中に生活困窮者への支援を位置づけている。
- 計画の策定にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく支援だけでなく、関係機関・他制度や社会福祉法人、NPO法人等の民間団体との連携について具体的な施策や関係機関先を盛り込むとともに、数値目標を設定して取組を進めている。

第3期八王子市地域福祉計画（2018～2023年度）

【計画の体系】

福祉サービスの充実

社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

施策の展開

①高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

②生活困窮者への支援

③権利擁護の推進

④福祉施設・事業所の評価と指導・検査

⑤ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

【活動指標】

	現状（※）	平成32年	平成34年
自立支援相談の新規件数	1,140件	1,300件	1,500件
就労決定者数（生保含む）	468人	580人	680人
無料学習熟教室の参加者数	110人	130人	160人

※平成30年3月の計画策定当時。

（出典）<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac769652/ab468523/p023078.html>

主な取組

生活困窮者自立支援法に基づく支援

関係機関・他制度、多様な主体による支援

・生活福祉資金貸付
・生活保護 ・サポステ 等

生活困窮者支援を通じた地域づくり

・社会福祉法人との連携（中間的就労の実施、無料学習支援教室など）
・社会福祉協議会との連携
・NPO法人などの地域の活動団体との連携（フードバンク団体、子ども食堂、無料学習教室など）

千葉県千葉市 独自のアクションプランの策定

- 千葉県千葉市では、地域福祉計画やホームレスの自立の支援等に関する実施計画等の個別計画における課題や背景、基本的な考え方等を貧困対策の観点から整理した上で、生活困窮者自立支援制度を核として、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を独自に策定（千葉市貧困対策アクションプラン）。
- 経済的に困窮している方だけではなく、所得と消費の均衡が取れていない等の貧困に陥るリスクが高いと考えられる方や、社会的孤立の状態にある方も含めた、貧困層が潜在している集団全体を対象にプランを策定し、全庁横断的に連携しながら取組を進めている。

第2期千葉市貧困対策アクションプラン（2021～2023年度）

【貧困対策を推進するための施策体系】

全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出

包括的・早期的な支援に向けた取組み

(1)予防的施策の充実
(2)早期発見に向けた支援の充実
(3)相談体制の充実 等

地域づくりのための取組み

(1)地域のネットワークづくり
(2)社会資源の活用と開発
(3)住民への理解促進

（出典）<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/hinkontaisaku30.html>

支援会議で庁内他部署や支援団体と分野横断的な対応を行っている事例

- 自治体の中には、生活困窮者自立支援法第9条に基づく「支援会議」を活用し、庁内他部署や支援団体との連携体制を構築し、個別の支援機関では対応できない分野横断的な対応を行うことで、包括的な支援の実施や地域課題の共有につなげている事例が見られている。

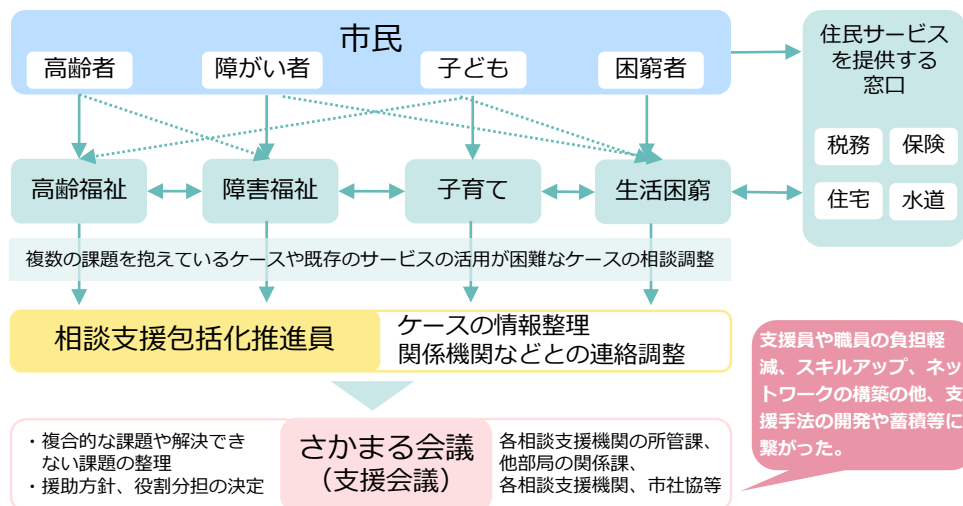
自治体の事例

福井県坂井市

複合的な課題整理と援助方針の決定

- 福井県坂井市では、支援会議で多様な実施主体と連携体制を構築し、複合的な課題を抱える困難ケースに対応している。
- 制度開始当初は「総合相談」の名の下で、多岐にわたる主訴のはっきりしない相談が他の部署や関係機関から寄せられ、業務の大半が相談に追われる状況であったが、単独の支援機関だけでは解決できないケースを支援会議で検討。支援に向けて総合的な援助方針と役割分担を整理することで、包括的な支援を実施している。

※「さかまる会議」は、現在、生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議だが、今後、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の6）の支援会議に要綱を改正予定。



大阪府柏原市

他部署が主体となった生活支援

- 大阪府柏原市では、従来の支援調整会議を拡大し、複数の会議体を整理して、包括的な支援体制を整備。福祉分野とは異なる他部署が部会を運営しており、生活支援に主体的に参画している。
- 各会議体が機能し、困窮と保護との一体的運営や、福祉と教育の連携推進、弁護士や市内の総合相談機関との地域課題の共有など、包括的な支援体制の構築と複合的な課題を有する世帯に対する支援強化につなげている。

【支援会議全体のイメージ図】

実績（平成30年12月～令和元年11月）

